

給付型	新たにテイクアウトやデリバリーに取り組もうとされる飲食店	以下の支給を受けることができます 支給上限：50万円（補助率75パーセント） テイクアウト等開始の広告費用、配達容器等の経費が補助の対象となります	福岡県新事業支援課 092-643-3449 ※現時点では問合せ対応のみ ※申請窓口開設は5月中旬以降の見通し
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 30パーセント以上50パーセント未満の範囲で売上が減少した企業並びに個人事業主 （緊急事態宣言に基づく休業要請の対象事業者以外も含む）	以下の給付を受けることができます 支給上限：50万円（法人） 支給上限：25万円（個人事業主）	福岡県中小企業振興課地域経済係 092-643-3420 ※現時点では問合せ対応のみ ※申請窓口開設は5月中旬以降の見通し
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて ひと月の売上が前年比で50パーセント以上減少した企業並びに個人事業主 （緊急事態宣言に基づく休業要請の対象事業者以外も含む）	以下の給付を受けることができます 支給上限：200万円（法人） 支給上限：100万円（個人事業主）	経済産業省中小企業金融給付金相談窓口 0570-783-183 9時～19時（土日含む） ※現時点では電話相談のみ・窓口開設は5月中旬以降 （持続化給付金）
事業者向けの支援（融資型）	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 最近1か月の売上が前年よりも20パーセント以上落ち込み、その後の2カ月間を含む 3か月の売上が20パーセント以上落ち込む見込みの事業者	一般枠とは別枠で最大1億円の融資の申込が可能に 保証協会から100パーセントの保証を受けることができます ※福岡市の商工窓口で認定を受けた後に、保証協会・金融機関等の所定の審査を受ける必要があります	福岡市経済観光文化局経営支援課 092-441-2171, 092-441-2027 （セーフティネット保証4号） （福岡市経営安定化特別資金）
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 前年よりも売上が5パーセント以上落ち込んだ事業者（中小企業庁が定める指定業種が対象） 指定業種については下記のURLから最新の情報をご確認ください <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm">https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm</a>	一般枠とは別枠で最大1億円の融資の申込が可能に 保証協会から80パーセントの保証を受けることができます ※福岡市の商工窓口で認定を受けた後に、保証協会・金融機関等の所定の審査を受ける必要があります	福岡市経済観光文化局経営支援課 092-441-2171, 092-441-2027 （セーフティネット保証5号） （福岡市経営安定化特別資金）
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 最近1か月の売上が前年よりも15パーセント以上落ち込み、その後の2カ月間を含む 3か月の売上が15パーセント以上落ち込む見込みの事業者	最大1億円の融資の申込が可能に（一般枠・セーフティネット枠とは別枠） 保証協会から100パーセントの保証を受けることができます ※福岡市の商工窓口で認定を受けた後に、保証協会・金融機関等の所定の審査を受ける必要があります	福岡市経済観光文化局経営支援課 092-441-2171, 092-441-2027 （福岡市経営安定化特別資金・危機関連保証）
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 直近1か月の売上が前年又は前々年との比較で5パーセント以上落ち込んだ中小企業	3億円までの融資を受けることができます 運転資金：15年以内償還（内、据置期間5年以内） 設備投資：20年以内償還（内、据置期間5年以内）	日本政策金融公庫・ 福岡支店中小企業事業→092-431-5296 または 商工中金福岡支店→092-712-6551 （新型コロナウイルス感染症特別貸付）
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 直近1か月の売上が前年又は前々年との比較で5パーセント以上落ち込んだ事業者 （創業3か月以上から1年1か月の事業者については、①過去3か月の平均売上②令和元年12月の売上 ③令和元年10月から12月のいずれかと、直近1か月の売上の比較で5パーセント以上落ち込んだ方）	6千万円までの融資を受けることができます 運転資金：15年以内償還 設備投資：20年以内償還	日本政策金融公庫・国民生活事業 福岡支店 092-411-9111（東区・博多区） 西支店 092-712-4381（その他の5行政区） （新型コロナウイルス感染症特別貸付）
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて 直近1か月の売上が前年又は前々年で10パーセント以上落ち込んだ 生活衛生関係営業の事業者のうち、飲食店・喫茶店・旅館業者 （業歴が1年未満の事業者については、直近3か月の平均売上と直近1か月の売上の比較で 10パーセント以上落ち込んだ方）	1千万円までの融資を受けることができます（飲食・喫茶） 3千万円までの融資を受けることができます（旅館業） 運転資金：7年以内償還（内、据置期間3年以内）	日本政策金融公庫・国民生活事業 福岡支店 092-411-9111（東区・博多区） 西支店 092-712-4381（その他の5行政区） （衛生環境激変特別貸付）